

令和7年度の技術者制度見直しに関するよくある質問

1 情報通信機器の活用等による兼務

(1)主任技術者又は監理技術者が建設業法第26条第3項第1号の規定による専任の特例（以下「専任特例1号」という。）を利用する場合

問1 県が発注する全ての工事で、専任特例1号を利用することができるのか。

答1 専任特例1号を利用して技術者を配置することができる工事かは、入札公告において明示することとしておりますので、個別の公告を確認してください。

問2 兼務する工事現場の間の移動時間が2時間以内とは、片道に要する時間か往復に要する時間のいずれか。

答2 移動時間は片道に要する時間です。当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により判断します。

問3 兼務する工事現場に配置する連絡員は、常駐義務があるのか。

答3 連絡員に当該建設工事への専任義務や常駐義務はありません。また、1つの工事現場に複数の連絡員を配置することもできます。

問4 人員の配置を示す計画書の様式は、どこからダウンロードすることができるのか。

答4 国交省のHP又は岡山県のHPからダウンロードすることができます。

国交省HP

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00038.html

県HP

<https://www.pref.okayama.jp/page/845781.html>

問5 現場状況の確認のための情報通信機器の設置は、どのような機器を設置すればよいか。

答5 情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよく、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えありません。

問6 他の工事に従事中の技術者を、専任特例1号を利用して、県の工事の配置予定技術者として申請したいが、どのようにすればよいか。また、落札者となった場合の手続きはどのようにすればよいか。

答6 配置予定技術者調書（別記様式2）において「建設業法第26条第3項ただし書による専任の特例の利用予定の有無」欄の「専任特例1号による兼務（情報通信機器の活用等による兼務）をする。」の□に✓を入力し、申請してください。

また、落札決定後は、契約締結時に人員の配置に関する計画書を提出してください。

なお、本件工事に係る落札者の決定日以降に、配置を予定していた技術者を配置することができなくなった場合は、落札者となった者を指名停止することがありますので、兼務の条件については十分に確認していただきますようお願いいたします。

問7 令和7年3月31日以前に発注された工事に従事している技術者が令和7年4月1日以降に発注された県の工事と専任特例1号を利用して兼務することができるのか。

答7 既発注工事でも要件を満たすことができれば兼務が認められますが、詳しくは発注機関に確認いただきますようお願いいたします。

問8 他の発注機関の工事との兼務も当該他の発注機関が兼務を認めれば、認めるのか。

答8 条件を満たせば、県発注工事以外でも国や県内の市町村が発注した工事との兼務を認めます。

問9 特例監理技術者が専任特例1号を利用することができるか。

答9 同一の技術者が専任特例1号の工事現場と専任特例2号（特例監理技術者制度）の工事現場を兼務することはできません。

問10 監理技術者補佐が専任特例1号を利用して兼務できるか。

答10 専任特例1号による兼務は主任技術者又は監理技術者に認められた制度であり、監理技術者補佐は利用することはできません。

問11 工事の途中で、専任特例1号の要件を満たすことができなくなった場合は、どうするのか。

答11 下請次数が4以上となる、変更契約により請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となる等専任特例1号の要件を満たさなくなった場合は、それ以降兼務することができないため、専任で技術者を配置する必要があります。当該条件を満たさずに兼務することは、建設業法に違反するおそれがあります。

また、兼務していた工事の一方で技術者を交代し、当該交代した工事が総合評価により落札した工事の場合は、交代後の技術者と配置予定技術者の評価による得点を比較し、当該得点が減少したときは、工事成績評定を2点減じます。

(2) 営業所の専任技術者が建設業法第26条の5の規定により専任の工事の技術者と兼務する場合

問12 営業所の専任技術者が専任の工事の技術者と兼務することができる条件とは、どのような条件か。

答12 次の条件を全て満たす場合に、営業所の専任技術者は専任の工事の技術者と兼務することができます。また、一般競争入札（条件付き）により発注する県工事では、専任特例1号による兼務を認める工事として公告している工事を対象としています。

ア 当該営業所の専任技術者が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。

イ 請負金額が1億円未満（建築一式の場合は2億円未満）であること。

ウ 兼務する工事現場の数が1以下であること。

エ 当該営業所と工事現場間の距離が、1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該工事現場と当該営業所との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。

オ 下請次数が3以下であること。

カ 営業所の専任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を1年以上有する者に限る。）を当該営業所と当該建設工事に配置していること。

キ 施工体制を確認する情報通信技術の措置として、CCUS等のシステムにより現場作業員の入退場が遠隔から確認できる措置が講じられていること。

ク 建設業法施行規則第17条の5第1項第5号に規定する人員の配置を示す計画書を当該工事現場に備え置き、一定期間営業所で保存していること。

ケ 当該営業所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

コ 営業所の専任技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

問13 営業所と同一の地域事務所管内にある非専任の工事の技術者と兼務している営業所の専任技術者が、情報通信機器の活用等により専任工事の技術者を兼務することができるか。

答13 営業所の専任技術者が情報通信機器の活用等により工事の技術者と兼務することは、1件の工事に限られるため、2件以上の工事の技術者と兼務することはできません。なお、営業所と同一の県民局の管内（属する地域事務所の管内を除く）又は地域事務所の管内において非専任の工事の主任技術者と兼務する場合は、件数に制限はありません。（この場合の兼務の条件は、「令和2年度の建設工事に係る入札・契約制度の見直しについてのお知らせ」により、確認してください。）

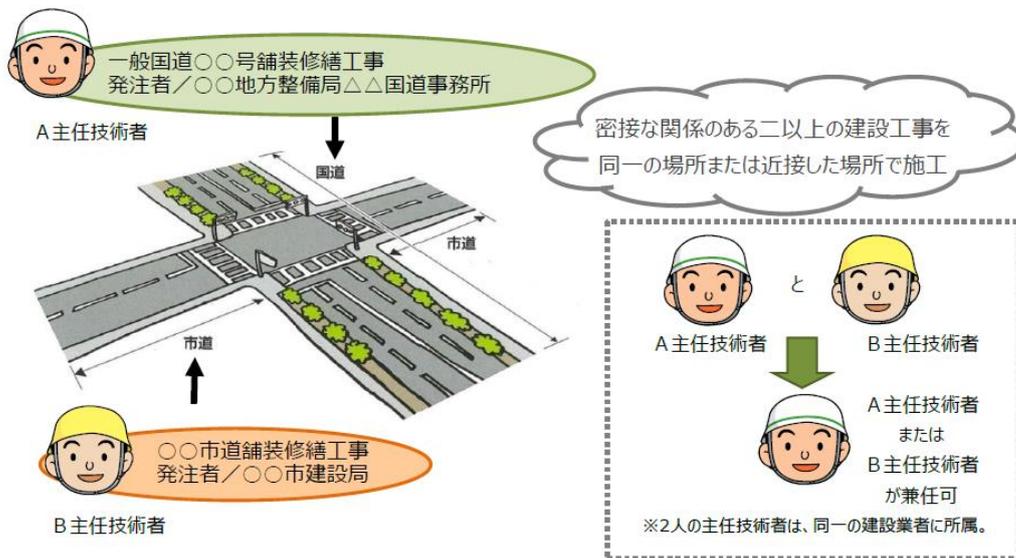
2 専任の主任技術者の兼務

問14 兼務する工事に災害復旧工事が含まれる場合も、今後は工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所がないと、兼務が認められないのか。

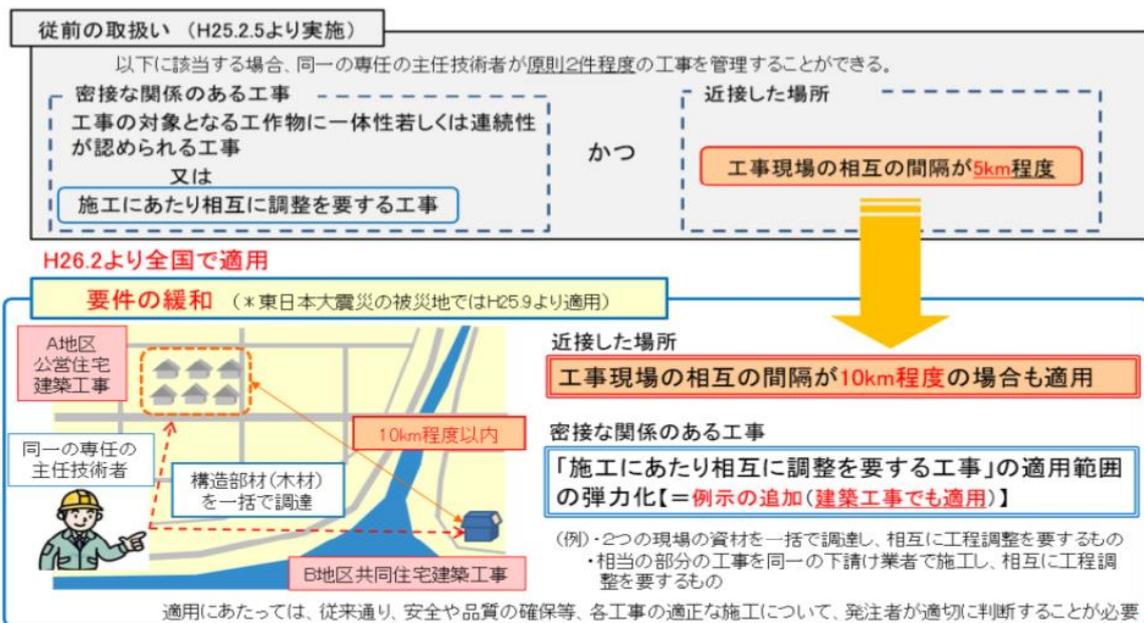
答14 兼務する工事に災害復旧工事が含まれる場合には、従前どおり建設工事の場所が同一の県民局の所管区域（地域事務所の所管区域を除く。）又は同一の地域事務所内にある場合に認められます。

問15 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所にある工事とは、具体的にはどのような工事か。

答15 下の図のような工事が該当します。兼務が可能な工事かは、発注機関にお問い合わせください。



「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」



出典 「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A」国土交通省中国地方整備局中国地方整備局作成

3 現場代理人の兼務

問16 非専任工事として兼務が可能な工事は、令和7年4月以降に発注した工事に限るのか。

答16 令和7年3月以前に発注された工事であっても、令和7年4月以降は、要件を全て満たせば、現場代理人が他の工事の主任技術者又は現場代理人との兼務をすることができます。

問17 現在、非専任の主任技術者（現場代理人との兼務なし。）として、3件の工事を既に兼務しているが、新たに県が発注する非専任の工事の現場代理人を兼務することはできるか。

答17 既に主任技術者として兼務している場合であっても、県が発注する工事の現場代理人と兼務する場合は、現場代理人としての要件を全て満たす必要があり、問いの事例では、一人の兼務件数が4件となるため、兼務することはできません。

問18 国又は市町村が発注した工事の非専任の主任技術者と県が発注した工事の現場代理人を兼務することはできるか。

答18 国又は市町村が発注した工事の非専任の主任技術者であっても県の現場代理人の兼務要件を全て満たせば、県が発注した工事の現場代理人との兼務はできます。

なお、この場合には、県が発注した工事の現場代理人との兼務を国又は市町村が承諾することを条件としていますので、国又は市町村の承諾書を兼務届に添付してください。

問19 県発注のA工事に従事している現場代理人甲について、他のB工事に既に従事している非専任の主任技術者乙と交代し、甲がA工事の現場代理人とB工事の非専任の主任技術者を兼務することができるか。

答19 主任技術者の途中交代については、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などに認められるものであるため、これらの事由がない場合は、主任技術者の交代が認められないことから、甲は、B工事の非専任の主任技術者を兼務することはできません。

問20 複数の工事で主任技術者と現場代理人を兼務していたが、変更契約により、請負金額が4,500万円を超えることとなった。この場合は、兼務当初には要件を満たしていたため、引き続き兼務することができるか。

答20 現場代理人の兼務は兼務する工事の請負金額が、専任を要しない金額である場合に認めているため、変更契約により当該条件を満たすことができなくなった時点で、兼務することができなくなります。この場合は、速やかに兼務していた工事について、別の現場代理人又は主任技術者を選任する必要があります。

問21 専任の主任技術者について、通常工事でも一定の条件により兼務することが令和7年4月から認められるが、当該兼務する工事でさらに現場代理人を兼ねることができるか。

答21 現場代理人の兼務は、兼務する工事の請負金額が、専任を要しない金額である場合に認めているため、問の事例の場合はできません。なお、災害復旧工事等が含まれる工事における現場代理又は主任技術者の取扱いについては、岡山県発注の災害復旧工事等における入札・契約手続等の特例を定める要領を確認してください。